

七北田川水系七北田川・梅田川・藤川
・要害川・仙台川・高柳川・西田中川
洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



1. 説明文

- (1) この図は、七北田川水系七北田川・梅田川・藤川・要害川・仙台川・高柳川・西田中川の下記の区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の七北田川・梅田川・藤川・要害川・仙台川・高柳川・西田中川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により七北田川・梅田川・藤川・要害川・仙台川・高柳川・西田中川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 宮城県
(2) 指定年月日 平成29年5月30日(七北田川・梅田川)
令和5年5月30日(藤川)
令和6年5月31日(要害川・仙台川・高柳川)
令和8年3月27日(西田中川)
- 変更年月日 令和6年5月31日(七北田川・梅田川)
(3) 告示番号 宮城県告示第537号(七北田川・梅田川)
宮城県告示第417号(藤川)
宮城県告示第373号(要害川・仙台川・高柳川)
宮城県告示第227号(西田中川)
変更告示番号 宮城県告示第369号(七北田川・梅田川)
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
(5) 対象となる河川
- | | |
|------------------|--|
| 七北田川水系七北田川(実施区間) | 左岸: 仙台市泉区福岡字蒜但木向地先から海まで
右岸: 同上 |
| 七北田川水系梅田川(実施区間) | 左岸: 仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目地先から七北田川への合流点まで
右岸: 同上 |
| 七北田川水系藤川(実施区間) | 左岸: 仙台市宮城野区幸町3丁目1番地先から梅田川への合流点まで
右岸: 仙台市宮城野区幸町5丁目2番地先から梅田川への合流点まで |
| 七北田川水系要害川(実施区間) | 左岸: 仙台市泉区七北田字大沢中才22番地先から七北田川への合流点まで
右岸: 仙台市泉区七北田字大沢向原89番地先から七北田川への合流点まで |
| 七北田川水系仙台川(実施区間) | 左岸: 梅田川からの分派点から七北田川への合流点まで
右岸: 同上 |
| 七北田川水系高柳川(実施区間) | 左岸: 仙台市泉区上谷刈字赤地9番の2地先の水門下流端から七北田川への合流点まで
右岸: 同上 |
| 七北田川水系西田中川(実施区間) | 左岸: 仙台市泉区西田中宇青木前1番地先から七北田川への合流点まで
右岸: 仙台市泉区西田中宇三十刈山60番地先から七北田川への合流点まで |
- (6) 指定の前提となる降雨
- | | |
|--------------|----------------------|
| 七北田川水系七北田川 | 七北田川流域の1日間総雨量549.5mm |
| 七北田川水系梅田川・藤川 | 梅田川流域の1日間総雨量747.0mm |
| 七北田川水系要害川 | 要害川流域の1日間総雨量747.0mm |
| 七北田川水系仙台川 | 仙台川流域の1日間総雨量747.0mm |
| 七北田川水系高柳川 | 高柳川流域の1日間総雨量747.0mm |
| 七北田川水系西田中川 | 西田中川流域の1日間総雨量747.0mm |
- (7) 関係市町村 仙台市、多賀城市、利府町

凡例

--- 市区町境界

■ 河川等範囲

実施区間

実施区間

浸水継続時間

12時間

24時間(1日間)

72時間(3日間)

縮尺 1 : 100,000

0 1 2 3 4 5 km

